

ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務委託仕様書

1 委託業務名

ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務

2 業務目的

令和7年度にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するネクストプロモーション事業※において、県が実施するいばらきネクストツーリズム推進事業※※との連携を図り、観光ポスターを制作し駅等に掲出することにより、両事業の周知及び本県への観光意欲の向上を図る。

（※）ネクストプロモーション事業について

本事業では、「茨城デスティネーションキャンペーン」のレガシーも踏まえ、茨城の観光地としてのイメージ形成とブランディングの更なる強化を図るため、民間企業・交通事業者と連携したプロモーションを展開する。

（※※）いばらきネクストツーリズム推進事業について

本事業は、県が令和4年度から令和6年度にかけて取り組んだ「茨城デスティネーションキャンペーン」のプロモーションの次なる展開として、国内外に「旅の目的地としての茨城」を強く印象づける「IBARAKI ブランド」の確立を目指すものである。

同事業において県では、県ならではの観光資源を活用した『花絶景、ナイトタイムエコノミー、食、歴史・文化・伝統工芸、アウトドア』をテーマに「珠玉の企画」（【別表】参照）を設定し、その魅力を売り込むことで、本県への興味関心、観光のファン獲得、ひいては観光消費額の向上に繋げることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年10月31日（金）まで

4 業務内容

観光ポスターの制作および配送

ネクストプロモーション事業及び本県観光の魅力をPRするポスターの制作及び配送を以下のとおり実施する。デザインは以下の趣旨に沿ったものとする。

- ・県が実施する、いばらきネクストツーリズム推進事業の珠玉の企画に沿うもの
- ・国内観光客及びインバウンドに訴求するもの
- ・「花絶景」のイメージに沿うもの

※花絶景については観光いばらき

(https://www.ibarakiguide.jp/special/flower_views.html) を参照

花絶景については必ずしも全てのデザインに取り込むことを必須とするものではない。

ポスターは5連ポスターとし、並べて掲示することを考慮するとともに、1種は花を取り入れること。又、それぞれ単独の掲示にも対応できるデザインとすること。

(1) 作成部数：①5連ポスター

B 1 サイズ 900 部 (5 連× 900 セット 4,500 枚) 以上

A 1 サイズ 600 部 (5 連× 600 セット 3,000 枚) 以上

②ポスターデザインを使用したパネル 1 枚

(2) 仕様：①B 1 及びA 1 コート 135 kg、表オールカラー、裏白紙

②インクジェット出力・マットラミネート加工

(3) デザイン：主要デザインは各サイズとも共通とするが、一部、ロゴ、文字情報等詳細箇所の変更がある。

(4) 納品期限：①令和 7 年 8 月 24 日 (日)

※配送先及び組数は別紙送付先一覧のとおり。

指定日までに配送を完了するものとし、発送時期については協議のうえ定めるものとする。

※なお、令和 7 年 8 月 15 日 (金) までに、B 1 サイズ 1 部 (色校正出力原稿可) をいばらき観光キャンペーン推進協議会事務局 (茨城県営業戦略部観光戦略課内) へ納品すること。

②令和 7 年 8 月 27 日 (水) までにいばらき観光キャンペーン推進協議会事務局 (茨城県営業戦略部観光戦略課内) へ納品すること。

(5) データ形式：デザインデータについてはA i、PDF、JPEGの各形式で外部記憶媒体に保存し1部納品すること。

納品先 いばらき観光キャンペーン推進協議会

(茨城県営業戦略部観光戦略課内)

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-3622

5 権利の帰属

- ・本委託業務により新たに発生した著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は、受託者と協議のうえ、加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下「権利留保物」という。) については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保物について受託者と協議のうえ、当該権利を独占的に使用できるものとする。
- ・受託者は、本委託業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

6 その他

- (1) 本業務の目的を十分に理解した上で、ネクストプロモーション事業及び本県観光の魅力が効果的に伝わる趣向を凝らした企画内容とすること。
- (2) 本業務の企画及び実施に関する撮影費、キャスティング経費等の一切の費用は、全て当初の契約金額に含むものとする。

ただし、受託者の提案によらない特定のキャストを協議会が指定して起用する場合、それによって生じた費用の負担については協議の上、決定することとする。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、協議会が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。
- (4) 業務実施に当たっては、受託者の実施体制を示すとともに、協議会とのやり取りを一元的に担う責任者を1名配置すること。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとする。